平成２２年（フ）第３８９号
愛知県岡崎市広幡町７番地８　グラシャスベル広幡101
債務者　船山真理子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４３１号
高知県南国市大埇甲2181番地１　高島ハイツ２号
債務者　野村　侑加
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４３号
高知市旭町２丁目11番地　高知県職員住宅旭34号
債務者　猪野　貴雄
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５号
大分県杵築市大字杵築763番地４Ｒ７番館105
債務者　寺原　照央
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
松江市外中原町14番地３、前住所島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2090番地59
債務者　朝酌　雄二
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで　松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６６号
富山市高屋敷55番地７
債務者　田近かおり
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７０号
富山市上野1066番地雇用促進住宅１棟102号、前住所富山市上野1066番地雇用促進住宅１棟501号
債務者　大武　　仁
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７６号
富山市豊田町１丁目１番68号、前住所金沢市西念２丁目６番６号
債務者　永森　優樹
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８２号
富山市花園町３丁目７番17―302号　レジデンスムライ、前住所大分市東浜１丁目２番16号シェーンアスト東浜103
債務者　水越　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８３号
富山市花園町３丁目７番17―302号　レジデンスムライ、前住所大分市東浜１丁目２番16号シェーンアスト東浜103
債務者　水越　香織
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０９号
山口県周南市都町２丁目51番地　ちどり荘７号
債務者　武居　芳男
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第２１８号
熊本市内坪井町７―11　コーポますだ301号
債務者　溝口　雄太
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８９号
熊本市新南部５丁目３番３号
債務者　松永喜代子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４３２号
熊本市白藤３丁目４番17―104号
債務者　佐藤　愼一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４４５号
熊本市山ノ神１丁目１番８号　サンシンアパート20号室
債務者　染川　徹也
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６５号
熊本市本荘３丁目４番１―204号
債務者　的場由美子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４８７号
熊本県菊池郡大津町大字陣内1931番地１　シティハイツ上田１―101
債務者　瀬川　裕治
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　熊本地方裁判所民事第１部